

障第1170号
令和5年2月8日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査について（依頼）

日頃は県内の障がい福祉施策の推進に御尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記調査については、令和4年1月に実施したところですが、今般、更に社会福祉施設入所者等の安全対策に万全を期すため、厚生労働省からフォローアップ調査の依頼がありました。

ついては、別紙調査要領により、貴法人社会福祉施設等の耐震化状況を調査の上、別紙様式により回答願います。

記

1 調査対象事業所

別添（調査対象事業所等）のうち①～③のいずれかに該当する事業所

① 令和4年1月実施の前回調査に未回答の事業所

② 令和3年4月1日以降に事業を開始した事業所

③ 前回調査回答済の事業所のうち、令和4年3月31日時点において、回答内容に変更があった事業所

例 改修中→改修済など改修状況に変更がある事業所
改修・耐震診断予定時期に変更がある事業所
令和3年4月1日以降に使用開始した建物がある事業所
その他変更事項がある事業所

※ **前回調査時から変更がない場合は、回答不要です。**

※ **居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、相談支援事業所は、調査対象外です。**

※ **岐阜市内に所在する事業所は、調査対象外です。**

※ **調査対象施設（2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設）がない場合も、別紙様式によりその旨回答願います。**

2 回答方法

別紙様式により、下記オンライン申請フォームにて回答願います。

<オンライン申請フォーム URL>

<https://logoform.jp/form/T8mB/219074>

3 回答期限

令和5年2月21日（火）

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	高田
電話	058-272-1111（内3491）		
FAX	058-278-2643		

(別添)

【1】調査対象事業所等

※ 岐阜市内の事業所等は、県の調査対象外です。

(1) 障害福祉サービス事業所

※ 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。

(2) 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）

(3) 障害者支援施設（（2）以外）

(4) 共同生活援助（自己所有物件）

(5) 共同生活援助（賃貸物件）

(6) 障害児入所施設

(7) 児童発達支援センター

(8) 児童発達支援事業所（センター以外）

(9) 放課後等デイサービス事業所

【2】調査対象施設

上記（1）～（9）の事業所等のうち、

「2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設（棟）」

※ 建物の一部（1階部分で100㎡ほど）を使用している場合でも、当該建物全体として2階建て以上又は延べ床面積200㎡以上であれば、調査対象となります。

※ 貴法人が運営する施設でも、市町村が設置者である施設（例えば：指定管理や委託事業等）は、調査対象外となります。